

臨時職員に手当不支給

県教委ミス 時効で支払い困難

県教育委員会は7日、2019年度に離島の県立高校で働いていた臨時の任用職員に対し誤った情報を伝え、単身赴任手当を支払っていなかったと明らかにした。時効により支払いには困難とした。同日の県議会文教厚生委員会で、県高校障害児学校教職員組合(高教組)からの陳情に対する処理方針として示した。陳情書によると職員は、着任前に赴任先の事務職員から単身赴任手当が支給されると説明を受けた。着任後、事務担当職員と事務長から「臨時の任用職員は支給対象外」と誤った説明を受け、書類は受理されなかったという。

24年度に支給対象だと気が付き、高教組へ相談した。県教委の計算によると、支給されなかった金額は55万2千円という。

県教委によると、当時

の事務長らに連絡は取れておらず、詳細の確認ができていない。

また3月に明らかとなった退職金の過少支給問題について、県教委は時効により支払いが困難とした4人の実習助手に直接謝罪をしたと説明した。半嶺満県教育長は「ミスを生じさせることは県の信頼を失うことになり、深く反省している。チェック体制の強化を図っていきたい」と話した。

(中村優希)